

# 診療拒否が正当化される患者の迷惑行為等 診療拒否までに踏むべき手順



顧問弁護士

永田雅英法律事務所  
永田 雅英

定めています。

これは、患者の医療を受ける権利を守るための義務ですが、同時に医師には、医療スタッフ・他の患者の安全を守る義務もありますし、病院経営を守る必要もあります。

①緊急対応が必要か  
(病状の深刻度)、②診療時間内・勤務時間内か、③患者と医療機関・医師との信頼関係の3点です。

は、診療治療の求めがあった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。医師の「応招義務」を

が喪失している場合には、新たな診療を行わないことが正当化される。例えば、診療内容そのものと関係ないクレーム等を繰り返している等」としています。特に、患者の行為が犯罪に該当する場合(暴行罪、強制わいせつ罪、名誉毀損罪、侮辱罪等)には信頼関係の喪失は自明であるため、たとえクレームが診療内容

い能力を有さない患者を診療しないこと等は正当化される。特段の理由なく保険診療において自己負担分の未払いが重なっている場合には、悪意のある未払いであることが推定される場合もある」としています。

## 2. 診療拒否をす るまでに踏むべ き手順について

①緊急対応が必要か  
(病状の深刻度)、②診療時間内・勤務時間内か、③患者と医療機関・医師との信頼関係の3点です。

は、診療治療の求めがあった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。医師の「応招義務」を

患者から迷惑行為を受けた場合、まずはその行為をやめるよう患者に伝えます。その際、患者の迷惑行為の内容・医師による警告内容をカルテなどの書面に記録します。迷惑行為が継続される場合、次に迷惑行為があつ

た場合、診療を拒否する旨の警告文書(正副2通)を用意して、患者に正本を交付し、副本に受領の署名をさせます(押印までは不要でしょう)。患者が受領や署名を拒否した場合、副本の余白に、拒否されたこと、口頭で内容を伝えたことを記載して、医師はまた担当者が署名押印します。

患者が医療機関からの警告を繰り返し無視したとき、暴言などの迷惑行為の場合には「診療の基礎となる信頼関係が喪失している場合」に該当し、医療費未払いの場合には「悪意をもってあえて支払わない場合」に該当するため、診療を拒否しても応招義務違反に問われなれないと思われ

ます。また、患者からの損害賠償請求にも十分対応できると思われます。

繰り返しになります。診療拒否については、医療機関として手続的に適切に対応したことを記録しておく必要があります。医療費の請求のためには、カルテに請求の根拠となる記載を残す必要があるのと同様です。診療拒否について不安を覚えられたらぜひ、弁護士にご相談ください。

バックナンバーを  
HPで公開中

協会HPトップへ「長崎保険医新聞」から「医師・歯科医師のための法律相談」をご覧ください。

※無断転載禁止